

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 8 年 1 月 22 日

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公印省略)

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、筑後川下流総合管理所における建設事業（福岡導水施設地震対策事業・筑後川下流用水総合対策事業）で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者等を記載して提出してください。
なお、参考見積書の様式は問いません。（別紙を参考にしてください）
- (2) 提出期間：令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 2 月 13 日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出先

独立行政法人水資源機構

筑後川下流総合管理所長 北村 達也 宛

【担当】筑後川下流総合管理所 工務課 山崎（やまざき）

〒830-0071 福岡県久留米市安武町武島 1063-2

E-mail : yugo_yamazaki@water.go.jp

TEL 0942-26-4551 FAX 0942-26-1525

(4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAX またはメール（社印があること）により提出するものとします。（社印は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能）

4. 参考見積内容

(1) 作業項目及び作業内容

別紙-1「参考見積内容」について必要な技術者の員数等を別紙-2「参考見

積書作成例」を参考に作成してください。

(2) 業務費の構成と歩掛見積取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記(1)「作業項目及び作業内容」を実施する為に必要な技術者の員数等を徵取します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積書の有効期限

見積書の有効期限は、令和9年3月31日までとします。

ただし、物価変動により上記の有効期限を適用出来ない場合は、見積書に有効期限を記載願います。

(5) 歩掛参考見積件名

見積の件名は、「筑後川下流総合管理所工事資材単価等実態調査参考見積」としてください。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年1月26日(月)から令和8年1月30日(金)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出場所：3. (3)と同じ。
- (3) 提出方法：3. (4)と同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年2月2日(月)から令和8年2月6日(金)まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書を提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

提出していただいた参考見積書は、業務の積算目的以外には使用いたしません。

(以上)

別紙1 参考見積内容

(件名：筑後川下流総合管理所土木工事資材単価等実態調査参考見積)

第1節 目的

本業務は、令和8年度における独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所（以下「機構」という。）における土木工事の積算等に係る工事資材等の適正価格の実態を調査することを目的としています。

第2節 業務場所

福岡県久留米市 外（福岡導水事業及び筑後川下流用水事業の事業区域）

第3節 業務内容

1. 工事資材価格等実態調査に関する調査依頼を受けてから表1で示す調査期間内に調査結果を報告するものとします。調査期間には、土曜日、日曜日、祝日を含むものしますが、夏期休暇及び年末年始休暇等の大型連休をまたがる場合は、60日以内とします。
なお、調査期間が表1で示す期間以上となる場合には、機構担当者と協議するものとします。
2. 工事資材等の流通状況及び福岡導水事業及び筑後川下流用水事業の事業区域への持込可能な生産メーカー、販売業者（大口需要に応じられる者）の納入実績等について調査を実施し、適正な資材価格を報告するものとします。
3. 報告する資材価格は、現場持ち込み価格を原則とし、物価資料と同一基準により算定するものとします。

表1 調査品目区分表

調査品目	区分仕分概要	調査期間
区分A	<ul style="list-style-type: none">・刊行物等に掲載されるなど市場での流通性が高く、調査においても比較的標準的扱いの出来る品目・製造業者が複数ある既製品（汎用品）で、規格・仕様の表示で調査が可能な資材品目	40日以内
区分B	<ul style="list-style-type: none">・製造業者が限定される品目 数量、施工場所、材質等の要因により標準品と価格差があると予想されることから、精度を期するために現地調査が必要とされる資材品目	40日以内
区分C	<ul style="list-style-type: none">・既製品（汎用品）ではないため、指定した図面・仕様に基づいた調査を行う必要がある資材品目または製品	40日以内
区分D	<ul style="list-style-type: none">・施工業者が限定される工法の歩掛調査 数量、施工場所等の条件から標準歩掛の適用が困難な場合の歩掛け調査	60日以内

第4節 調査にあたっての留意事項

1. 調査は、福岡導水事業及び筑後川下流用水事業の事業区域内で行うことを念頭に行うものとします。
2. 調査は、流通段階における取扱業者を母集団として、調査対象の材料の取扱量が比較的多く、かつ信頼性の高い代表的な取扱業者を選定するものとします。
3. 調査は、選定した調査対象業者を訪問、郵送による調査、電話による調査、電子メールやFAXを利用した調査も併用し、幅広く調査を行うものとします。
4. 受注者において調査結果の検証及び審査体制を構築したうえで、検証、審査を実施するものとします。

—以上—